

令和5年6月13日

大阪府議会議長 久谷 眞 敬 様

提 出 者

大阪府議会議員 河崎 大 樹 肥 後 洋一朗
しかた 松 男

賛 成 者

大阪府議会議員 山 下 昌 彦 角 谷 庄 一
三 橋 弘 幸 牛 尾 治 朗
中 谷 恭 典 みよし かおる
徳 村 さとる 大 橋 章 夫
中 井 もとき

第1号意見書案

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、国においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

1. 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

2. 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

3. 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

4. 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

5. 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援

学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

6. 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は**87.2%**となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		
デジタル大臣		
内閣府特命担当大臣（デジタル改革）		

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第2号意見書案

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立たない。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えない。

このような状況を受けて、**1993年**に生物多様性条約が発効し、昨年**12月**には、同条約の**第15回目**の締約国会議**COP15**が開催され、**2030年**までに生物多様性を回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）という新たな世界目標が採択された。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、**2030年**までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現が不可欠である。

我が国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードする「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組みを進めようとしているが、その主体は地域であり地方自治体であると考えている。

よって、国においては、**2030年**までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、以下のとおり地方自治体や地域の**NPO**等への支援の強化を強く求める。

記

1. 生物多様性の保全に関わる予算の確保

気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。

2. 「30by30」目標の達成へ地方自治体への支援の強化

2030年までに陸と海の**30%**を保全する「**30by30**」の実現に向けて、**OECD**（事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域）の認定を推進するなど、地域との連携のもと取組みを加速化すること。

3. 環境教育の推進と国民の行動変容の促進

すべての子どもたちが自然にふれあう機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。

4. 資源循環（サーキュラーエコノミー）政策との相乗効果の創出

廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱のひとつであり、これらは互いに親和性が高いと認識している。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の

取組みを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第3号意見書案

国家戦略として薬剤耐性菌感染症のまん延防止への取組みの強化を求める意見書

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック（薬剤耐性菌感染症）が世界的に発生している。

この薬剤耐性菌の影響について英政府支援のもとで進められた「AMRに関する影響評価」では、2050年には年間1000万人以上の死亡者数が予測されている中で、できる限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症のまん延を防止する体制を整えることが必要である。

ここで、最も重要な新規抗菌薬について、難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測もできない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいる。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議や保健財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始した。

よって、国においては、この際に、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど薬剤耐性菌感染症のまん延防止への取組み体制の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第4号意見書案

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、1歳6か月児、3歳児における乳幼児歯科保健制度に基づく健診、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対する学校歯科保健制度に基づく健診が行われ、この年代の全ての国民が歯科健診を受診している。一方で、成人期においては健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低いものとなっている。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に限られている。

現在では多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、「8020運動」の取組みをさらに進めるなど、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要である。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

こうした中、国においては、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討を行うことが初めて盛り込まれた。

よって、国においては、国民皆歯科健診の実現に向け、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1. 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じること。
2. 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講じること。
3. 国民皆歯科健診の実現と併せて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科健診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組みを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第1号決議案

特定複合観光施設区域整備への取組推進に関する決議

2022（令和4）年3月に本府議会での議決を経て、同年4月に国へ認定の申請を行った「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」が、本年4月に日本で初めて国土交通大臣から認定を受け、大阪・夢洲がIRを整備していくエリアに決定した。

IRはポストコロナにおいてインバウンドを拡大させ、観光立国を実現するために必要不可欠なものであり、コロナ終息後の日本経済を牽引し、大阪・関西の持続的な成長のエンジンとなるものである。

夢洲において、2025年の大阪・関西万博を成功させ、その後続くIR事業の安定的かつ継続的な実施により、万博開催後の関西圏の発展や我が国の成長に寄与するとともに、日本の魅力を世界に発信する観光拠点となることが期待される。

よって、大阪府議会は、今後、必要な手続きを確実に進め、ギャンブル等依存症などの懸念事項へ万全の対策を講じながら、府市一体で、大阪・夢洲における世界最高水準の成長型IRの実現に向けて着実に取り組んでいくことを求めるものである。

以上、決議する。

令和5年6月 日

大阪府議会